

5 県立自然公園の地域区分と行為規制

| 区 分 | | 説 明 | 行 為 規 制 |
|----------------------------|--|--|--|
| 県 立 自 然 公 園 | 特 別 地 域 第 1 種 特 別 地 域 | ○特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域 | ○許可制 1. 工作物の新增改築 2. 木竹の伐採 3. 木竹の損傷 4. 鉱物の掘採又は土石の採取 5. 河川、湖沼等の水位、水量の増減 6. 指定湖沼・湿原等への汚水等の排出 7. 広告物等の掲出、設置、工作物等への表示 8. 屋外における指定物の集積又は貯蔵 ※指定物は、別冊例規集P. 52 参照 9. 水面の埋立又は干拓 10. 土地の形状変更 11. 高山植物等(指定植物)の採取又は損傷 ※指定植物は、別冊例規集P. 41～50参照 12. 指定動物の捕獲・指定動物卵の採取等 ※指定動物は、別冊例規集P. 51参照 13. 指定植物の植栽、指定動物の放出 14. 屋根、壁面等の色彩の変更 15. 指定区域への立入り 16. 指定地域内の車馬の乗入れ、航空機の着陸等 |
| | 特 別 地 域 第 2 種 特 別 地 域 | ○第1種及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域 | |
| | 特 別 地 域 第 3 種 特 別 地 域 | ○特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域 | |
| 普 通 地 域 | ○景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む。） | ○事前届出制 1. 高さ13m又は延べ面積1,000㎡を超える工作物の新增改築等 2. 特別地域内の河川、湖沼等の水位、水量に増減を及ぼさせる行為 3. 広告物等の掲出、設置、工作物等への表示 4. 水面の埋立又は干拓 5. 鉱物の掘採又は土石の採取 6. 土地の形状変更 | |